

公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学定款（以下「定款」という。）および公立大学法人公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）および法人が設置する公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長選考会議)

第2条 定款第11条第3項に規定する学長となる理事長を選考するために法人に設置する機関として、公立鳥取環境大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）を置く。
2 学長の任期および定款第11条に定める事項のほか、学長の選考について必要な事項は、学長選考会議が定める。

(経営審議会)

第3条 定款第3章第1節に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(教育研究審議会)

第4条 定款第3章第2節に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(幹部会議)

第5条 法人の経営及び本学の運営に係る重要事項について必要な調整及び協議を行うため幹部会議を置く。

2 幹部会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤の理事
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 研究科長
- (7) 人間形成教育センター長
- (8) その他理事長が必要と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた事項の協議においては、非常勤の理事についても構成員とする。

4 幹部会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本学の管理及び運営の基本方針に関すること
- (2) 法人の経営及び本学の運営に係る重要事項に関すること
- (3) その他理事長が必要と認める事項

5 会議は理事長が必要とするときに招集し、議長となる。

6 幹部会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(内部質保証推進会議)

第5条の2 本学の内部質保証の推進に係る重要事項について審議するため内部質保証推進会議を置く。

2 内部質保証推進会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 人間形成教育センター長
- (6) 副理事長
- (7) 事務局長
- (8) 特命学長補佐
- (9) その他学長が必要と認めた者

3 内部質保証推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の内部質保証の推進に関する事
- (2) 本学の自己点検・評価プロセスの改善に関する事
- (3) その他学長が必要と認める事項

4 会議は学長が必要とするときに招集し、議長となる。

5 内部質保証推進会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(部局長連絡調整会議)

第6条 本学の部局間における連絡調整を行うため部局長連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を置く。

2 連絡調整会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 人間形成教育センター長
- (6) サステイナビリティ研究所長
- (7) 地域イノベーション研究センター長
- (8) 国際交流センター長
- (9) 副学長補佐
- (10) 副学部長、学科長
- (11) 副理事長
- (12) 事務局長
- (13) その他学長が必要と認めた者

3 連絡調整会議は、次に掲げる事項について調整等を行う。

- (1) 全学的な事項についての連絡調整に関する事
- (2) 各部局から提案された事項について全学的見地から検討・調整を行う事
- (3) その他学長が必要と認める事項

4 学長は会議を招集し、その議長となる。

5 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学部等連絡調整会議)

第6条の2 本学の学部及び人間形成教育センター（以下「学部等」という。）における運営に係る重要事項について必要な連絡調整及び協議を行うため学部等連絡調整会議を置く。

- 2 学部等連絡調整会議の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学部長又は人間形成教育センター長（以下「学部長等」という。）
 - (2) 副学部長又は人間形成教育センター副センター長
 - (3) 各学部等に所属する専任教員
 - (4) その他学部長等が必要と認めた者
- 3 学部等連絡調整会議は、次に掲げる事項について協議、調整等を行う。
 - (1) 学部等における教育研究に関する事項
 - (2) 他の部局から提案された事項に関し検討・調整を行うこと
 - (3) その他学部長等が必要と認める事項
- 4 学部長等は会議を招集し、その議長となる。
- 5 学部等連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

(人間形成教育センター)

第7条 人間形成教育センターは、本学が行う人間形成に係る教育の充実を図ることを目的とする。

- 2 人間形成教育センターにその運営に関する事項を審議するため人間形成教育センター運営委員会を置く。
- 3 人間形成教育センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(情報メディアセンター)

第8条 情報メディアセンターは、本学の教職員、学生等の利用に供するため、学内情報ネットワークシステムの管理運営並びに図書館サービスに関する業務を行うことを目的とする。

- 2 情報メディアセンターにその運営等に関する事項を審議するため情報メディアセンター運営委員会を置く。
- 3 情報メディアセンター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(サステイナビリティ研究所)

第9条 サステイナビリティ研究所は、本学における学科横断的な研究を機動的に展開するとともに、研究成果を広く社会に提供することで持続可能な循環型社会の形成及び地域活性化に資すること、並びに教育への展開に資することを目的とする。

- 2 サステイナビリティ研究所にその運営に関する事項を審議するためサステイナビリティ研究所運営委員会を置く。
- 3 サステイナビリティ研究所運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(地域イノベーション研究センター)

第10条 地域イノベーション研究センターは、本学における地域に関する研究と地域連携に係る業務を行うことを目的とする。

- 2 地域イノベーション研究センターにその運営に関する事項を審議するため地域イノベーション研究センター運営委員会を置く。
- 3 地域イノベーション研究センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第10条の2 国際交流センターは、本学における国際交流の推進及び留学生の支援等に関する業務を行うことを目的とする。

- 2 国際交流センターにその運営に関する事項を審議するため、国際交流センター運営委員会を置く。
- 3 国際交流センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(常設委員会)

第11条 法令または法人の他の規程等に定めるもののほか、次の常設委員会を置く。

- (1) 人事委員会
- (2) 入試委員会
- (3) 教務委員会
- (4) 研究交流委員会
- (5) 自己点検・評価委員会
- (6) エコキャンパス委員会
- (7) 学生生活・就職委員会
- (8) FD推進委員会
- (9) SD推進委員会
- (10) 広報委員会
- (11) 教職支援委員会
- (12) 施設整備委員会

- 2 常設委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(特別委員会)

第12条 運営委員会および常設委員会のほか、理事長が必要と認めたときは特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(理事長が置く組織)

第13条 理事長の下に理事長が定める法人の重要課題を処理するため必要な組織を設置することができる。

- 2 前項の組織に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第14条 法人及び本学に、その事務を行う事務局を設置する。事務局に次の各課・室を置く。

- (1) 総務課
- (2) 企画交流推進課
- (3) 入試広報課
- (4) 学務課
- (5) 図書情報課
- (6) 学部・センター事務室
- (7) 西部サテライトキャンパス

- 2 各課・室の分掌事務については、別表のとおりとする。

3 法人及び本学運営において理事長が必要と認める場合は、第1項に定める組織のほか、学外に事務所等を設けることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第43号)

この規程は、平成27年11月5日から施行する。

附 則 (平成28年規程第17号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第17号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第9号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第27号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第2号)

この規程は、平成31年2月5日から施行する。

別表（第14条関係）

公立大学法人公立鳥取環境大学事務局分掌事務

総務課	
総務・施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営審議会及び教育研究審議会に関すること。 ・ 幹部会議及び部局長連絡調整会議に関すること。 ・ 職員の採用、人事及び服務に関すること。 ・ 役員の報酬及び職員の給与に関すること。 ・ 役員及び職員の福利厚生及び共済に関すること。 ・ 法人及び大学諸規程の制定及び改廃に関すること。 ・ 入学式、学位授与式等学内の諸行事に関すること。 ・ 理事長等役員の秘書に関すること。 ・ 情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・ 研究費の内部監査に関すること。 ・ 大学施設設備の管理運営及び修繕に関すること。 ・ 岡山オフィスに関すること。 ・ 関西オフィスに関すること。
財務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、決算及び債務管理に関すること。 ・ 収入管理及び支払に関すること。 ・ 寄付金に関すること。 ・ 監査（監事及び会計監査人）に関すること。 ・ 物品等購入及び契約に関すること。 ・ 資産管理に関すること。 ・ 研究費の不正使用防止に関すること。
企画交流推進課	
企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標、中期計画、年度計画及び事業報告に関すること。 ・ 法人の運営に係る施策の企画及び立案に関すること。 ・ 自己点検評価及び外部評価に関すること。 ・ T E A S 等に関すること。 ・ 産官学連携に関すること。 ・ 地域連携及び地域貢献に関すること。 ・ サステイナビリティ研究所に関すること。 ・ 地域イノベーション研究センターに関すること。 ・ まちなかキャンパス及びむらなかキャンパスに関すること。 ・ C O C 事業及びC O C + 事業に関すること。
研究・交流係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び研究機関との連携及び交流に関すること。 ・ 学長配分研究費、科学研究費補助金、県学術研究費補助金及びその他研究費補助金に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究、受託研究及び受託事業の事務に関すること。 ・研究活動における不正行為防止に関すること ・紀要の発行に関すること。 ・公開講座に関すること。 ・動物実験に関すること。 ・遺伝子組換え実験に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・外国人留学生の受入及び生活支援に関すること。 ・国際交流センターの運営に関すること。 ・英語村の運営に関すること。
入試広報課	
	<p>広報係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び大学の広報（入試広報を含む）及び広聴に関すること。 ・大学の広報物の発行に関すること。 ・学生募集に向けた広報に関すること。 ・大学ホームページに関すること。 ・高校生環境論文に関すること。
	<p>入試係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学入学者選抜の実施に関すること。 ・大学入試センター試験の実施に関すること。 ・入学者選抜についての調査及び研究に関すること。
学務課	
	<p>教務係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会及び研究科委員会に関すること。 ・学年暦、授業計画、シラバス、時間割及び授業実施に関すること。 ・学籍管理、履修指導、登録及び試験成績処理に関すること。 ・学位記に関すること。 ・科目等履修生、聴講生、研究生及び委託生に関すること。 ・編入学、再入学及び転入学に関すること。 ・卒業（修了）及び進級に関すること。 ・学生証、成績証明書及び卒業（修了）証明書に関すること。 ・非常勤講師に関すること。 ・県内高等学校との連携に関すること。 ・教育懇談会に関すること。 ・寄付講座に関すること。 ・学生支援センターに関すること。
	<p>学生支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の指導、相談及び支援に関すること。 ・学生の賞罰に関すること。 ・学生の退学、休学、除籍及び復学に関すること。 ・授業料減免及び奨学金に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学友会及び課外活動に関すること。 ・学生個票の管理に関すること。 ・留学に関すること。 ・学生交流に関すること。 ・スクールバスに関すること。 ・学生の健康診断、健康管理及び相談に関すること。 ・保健室の管理運営に関すること。 ・こころの相談室の管理運営に関すること。 ・同窓会に関すること。
	<p>就職支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生のキャリア教育及びキャリア支援に関すること。 ・学生の就職指導及び就職先の斡旋に関すること。 ・学生のインターンシップに関すること。 ・就職情報の収集及び提供に関すること。 ・就職ガイダンス及び就職対策資格取得支援に関すること。 ・就職支援センターに関すること。
	<p>教職支援室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の免許取得の支援に関すること。 ・免許状更新講習に関すること。
	<p>図書情報課</p> <p>図書係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアセンターの運営に関すること。 ・図書館システムの管理運営に関すること。 ・情報メディアセンター資料の収集及び整理に関すること。 ・情報メディアセンター資料の保存、管理及び廃棄に関すること。 ・学術情報の収集及び提供に関すること。 ・閲覧、貸出、返却等の運用に関すること。 ・情報検索及びレファレンスに関すること。 <p>情報システム室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報システムの管理運営に関すること。 ・情報ネットワークシステムの整備及び管理運営に関すること。 ・職員用パソコンのサポートに関すること。 ・学生パソコンに関すること。 ・学内及び学外ホームページの技術支援に関すること。 ・情報セキュリティに関すること。
	<p>学部・センター事務室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究費及び教材費等の執行（購買及び出張等）事務に関すること。 ・研究室、実験室の固定資産及び管理物品の管理に関すること。 ・学生アルバイトの雇用及び勤務管理等の事務に関すること。 ・学部長、人間形成教育センター長の秘書に関すること。

西部サテライトキャンパス	
	<ul style="list-style-type: none">・鳥取県西部地区における広報及び学生確保に関すること。・求人開拓など学生への就職支援に関すること。・鳥取県西部地区における公開講座等に関すること。・鳥取県西部地区における地域連携に関すること。